

# 地方自治体における観光財源の 事例について



福岡行けば、福が来る

2018年7月13日

福岡県商工部観光局観光政策課

# 目次

---

- 1 地方自治体の収入の種類
- 2 地方自治体の自主財源
- 3 他の地方自治体における自主財源確保の事例

# 1 地方自治体の収入の種類

## ○都道府県の収入の種類

地方税	地方公共団体が地域内の住民や企業などに課税する租税。
地方譲与税	国税として徴収され、その一定割合が地方公共団体に譲与される。
地方特例交付金	恒久的な減税に伴う地方税の減収などを補てんするために、国から地方公共団体に交付される。
地方交付税	国税の一定割合の額が、標準的な行政サービスの実施にあたり一般財源が不足する地方公共団体に交付される。
交通安全対策特別交付金	道路交通法により納付された反則金の一部が、国から地方公共団体に交付される。
分担金	地方公共団体の事業により特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収する。
負担金	一定の事業について利害関係を有する他の地方公共団体や住民から、費用の一部を徴収する。
使用料	公の施設の利用、行政財産の目的外使用に対する対価として徴収する。
手数料	特定の者のために提供する役務(サービス)の対価として徴収する。
国庫支出金	国が、地方公共団体の行う特定の事務事業に対し、国家的見地から公益性があると認める場合に交付される。
財産収入	地方公共団体が有する財産についての貸与、私権の設定、出資、交換または売払いによって生じる収入。
寄附金	住民などから無償譲渡される現金。
繰入金	他会計や基金から受け入れる現金。
繰越金	前年度から持ち越される余剰金。
諸収入	他の収入科目に区分されない収入。
地方債	一会計年度を超える地方公共団体の借金。

## ○収入の性質による分類

区分	自主財源	依存財源
一般財源	地方税(普通税)	地方交付税 地方譲与税 地方特例交付金 など
特定財源	地方税(目的税) 使用料 手数料 分担金 負担金 寄附金 など	国庫支出金 地方債 など

## 2 地方自治体の自主財源

➤ 地方自治法等で定められている地方自治体の自主財源は以下のようなものがある。

種類	内容	参考
地方税	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的を持って、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。 【目的税】<b>特定の費用のために課される税</b>（⇔普通税） 【法定外税】地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることが出来る税</li> </ul>	【主な事例】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宿泊税</li> <li>○ 環境協力税</li> </ul>
分担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、<b>特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収</b>するもの。</li> </ul>	【主な事例】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土地改良事業分担金</li> <li>※ 負担金との違いは主に根拠法令（地方自治法第224条）</li> </ul>
負担金	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 法律に基づき、<b>特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収</b>するもの。</li> <li>② 財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。</li> </ol>	【主な事例】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路に関する工事の実施に伴う負担金</li> <li>※ 分担金との違いは主に根拠法令（地方自治法第27条及び各個別法）</li> </ul>
使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの。</li> </ul>	【地方自治法逐条解説】 <b>行政財産又は公の施設につき必要とする経費を</b> まかなうに足りることをもって <b>限度</b> と考えるべき
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は<b>報償</b>として徴収するもの。</li> </ul>	【地方自治法逐条解説】 <b>当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける特定の者の利益</b> とを勘案して定められるべき
寄附金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、<b>相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受ける</b>もの。</li> </ul>	【主な事例】 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ふるさと納税</li> <li>○ 協力金</li> </ul>

出典：全国知事会「第3回新しい地方税源と地方税制を考える研究会」資料を基に作成

### 3 他の地方自治体における自主財源確保の事例①

#### (1) 地方税

自治体名	名称	制度の概要	収入額
東京都	宿泊税 (法定外目的税)	【納税義務者】ホテル又は旅館への宿泊者 【税率】10,000円以上～15,000円未満：100円 15,000円以上：200円	約25億円 (H30年度予算)
大阪府	宿泊税 (法定外目的税)	【納税義務者】ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊への宿泊者 【税率】10,000円以上～15,000円未満：100円 15,000円以上～20,000円未満：200円 20,000円以上：300円	約8億円 (H30年度予算)
太宰府市	歴史と文化の 環境税 (法定外普通税)	【納税義務者】有料駐車場利用者 【税率】二輪車（自転車を除く）：50円 定員10人以下の自動車：100円 定員11～29人の自動車：300円 定員29人超の自動車：500円	8,000万円 (H30年度予算)

### 3 他の地方自治体における自主財源確保の事例②

#### (2) 寄附金等

自治体名	名称	制度の概要	収入額
山梨県・ 静岡県	富士山保全 協力金	【対象者】五合目から山頂を目指す登山者 【金額】一人1,000円（子ども・障がい者は協 力いただける範囲）	約1億5千万円 （H29年度） （山梨県 約9,700万円） （静岡県 約5,200万円）
別府市	クラウド ファンディング	市長公約の『湯～園地』実現に必要な費用を、 クラウドファンディングにより調達するもの。支援 者には入園券配布等の返礼を実施。	約3,400万円 （H29.2月～4月）
各自治体	ふるさと納税	自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を 行った場合に、寄附額の2,000円を超える部分 について、一定の上限まで所得税と住民税から 原則として全額が控除される制度。	例）福岡県 約9,100万円 （H29年度）